

	号外	定価 1部2円	8月8日の人事院勧告を経て、給与改定のたたかいは県人事委員会勧告闘争へ！8月21日スタートへ。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

# 2018人勧闘争④ 8.3公務員連絡会・人事院総裁交渉 5年連続賃上げも低水準

## 月例給 官民較差0.1%半ば・若年層に重点配分 一時金 +0.05月改定にとどまる・勤勉手当へ

### 怒 定年延長は政府案どおりの意見申出へ 人勧は8月8日…8月21日に県人事委員会勧告闘争スタート!

公務員連絡会（議長：石原富雄国公連合委員長）は、8月3日、最終局面となる一宮人事院総裁交渉を行い、人勧を巡る最終回答を求めた。

一宮総裁は、勧告日は8月8日であること、月例給に関し、官民較差は「0.1%台半ば（600円程度）」となる見込みであり、「民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を1,500円引き上げることとし、若年層は1,000円程度の改定を行う。その他は400円



最終回答を求める公務員連絡会交渉団

の引上げを基本に改定する」とした。一時金に関し、官民較差は「0.05月分の増加となる見込み」であるとし、勤勉手当に配分すること、「増加分は今年度は12月期の勤勉手当に充て、来年度以降は0.025月分ずつ、6月期と12月期の勤勉手当に充てる」とした。宿日直手当は所要の改定を行うとした一方、住居手当は、検討継続との姿勢にとどまり、手当改定を見送った。



回答を示す一宮総裁

定年延長は、これまでの給与局長交渉で示した回答に終始し、60歳超の給与水準は60歳前の7割水準とすること等について政府に意見の申出をするとした。

交渉結果は、賃上げも効果が乏しく、かつ住居手当改定も見送られるなど不十分と言わざるを得ないばかりか、定年延長は要望と乖離した結果となった。8月8日の人勧を経て、21日には県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）が県人事委員長に対して18県人勧に係る要請書を提出し、県人事委員会勧告闘争をスタートさせる。組合員の引き続きの結集をお願いする。

## ○ 給与改定

- ・月例給の官民較差は0.1%台半ば（600円程度）となる見込みである。一時金は0.05月分の増加となる見込み。増加分について、今年度分は12月期の勤勉手当に、来年度以降は0.025月分ずつ6月期・12月期の勤勉手当に充てる。
- ・俸給表の改定は、初任給を1,500円引き上げることとし、若年層は1,000円程度の改定を行う。その他は400円の引上げを基本とする。

## ○ 住居手当・宿日直手当

・受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行う（改定なし）。宿日直手当は、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行う。

## ○ 長時間労働の是正（報告で言及予定）

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間と設定する。ただし、大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には、上限を超えることができることとするが、その場合には、各省庁に事後的な検証を義務付ける。
- ・月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等を求める。

# 政府の定年延長は「働かされ方改革」か！ 賃金水準等の処遇巡り安易な地方波及を許さない

人事院総裁交渉では、政府の要請を踏まえ、人勸と同時に定年延長に係る意見の申出を行うとした。しかし、最終局面でも、交渉団の姿勢とは程遠い状況に終始した。今後は、安易な地方波及を許さない総務省交渉等にシフトする。引き続きの結集をお願いする。

**1 定年制度の見直し**：定年を段階的に65歳に引き上げ。定年の段階的な引き上げ期間中、暫定的な措置として、現行の再任用制度を存置する。

**2 役職定年制の導入**：当分の間、役職定年制を導入。役職定年の対象は、（本府省・出先）管理又は監督の地位にある職員とし、役職定年年齢は、原則として60歳とする。例外的に引き続き同じ役職定年対象官職に任用する等の特例任用を設ける。

**3 定年前の再任用短時間勤務制の導入**：60歳以降の職員の多様な働き方を可能にするため、定年前の再任用短時間勤務制を導入。

### 4 60歳を超える職員の給与

①俸給：職員が受ける号俸の俸給月額の70%の額とする。また、役職定年により任用換えされた職員の俸給は、任用換前の俸給月額の70%とするが、その額は任用換後の職務の級における最高号俸の俸給月額を超えてはならない。原則として昇給しない。

⇒給与の引き下げは当分の措置とし、民間給与の状況を踏まえ60歳前の給与カーブを含めてその在り方を引き続き検討する。

②諸手当：俸給月額の水準と関係ある諸手当等は、60歳前の7割を基本に手当額等を設定。扶養手当等の手当額は60歳前の職員と同額とする。

③暫定再任用職員：現行の再任用職員と同様。定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとする。

**5 関連する取り組み**：勤務実績不良の職員等に降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正運用の徹底。早期退職支援のため、退職手当上の措置等の方策を検討。